

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市の歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域における歴史的風致を形成するにあたって主要であり、かつ歴史的風致の維持向上によって必要と認められる建造物については、※歴史まちづくり法第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定することとし、歴史的建造物の保存や活用を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物になりうる建造物については、今後も継続的に調査を実施したうえ、次に掲げる指定基準、指定対象に該当する場合は随時追加指定する。

※歴史まちづくり法第12条第1項

市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定する。

- ①意匠、形態、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

- ①富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ②高岡市文化財保護に関する条例（平成 17 年条例第 218 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ③文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ④景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 2 項第 4 号ロの景観重要公共施設
- ⑤その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、以下のとおりである。なお、★は第 1 期計画中に指定されたものであり、☆は第 2 期計画より追加となったものである。また、関連する歴史的風致の番号は次のとおりである。

- ①加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致
- ②鋳物のまち^{かなや}金屋に見る歴史的風致
- ③北の玄関口^{ふしき}伏木・吉久^{よしひさ}と祭礼行事に見る歴史的風致
- ④勝興寺^{しょうこうじ}と寺内町^{じないちょう}に見る歴史的風致
- ⑤旧北陸道と越中福岡^{ふくおか}の菅笠^{すげがさ}づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致
- ⑥越中国府関連遺跡^{け た じんじゃ}と氣多神社に見る歴史的風致
- ⑦二上山丘陵^{ふたがみやま}に見る歴史的風致

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
1 ★	ご ぶく まちしんめいしやほんでん 五福町神明社本殿 	ご ぶく まち 五福町 12-50	宗教法人 ご ぶく まちしん 五福町神明社	慶安5年 (1652)	市指定有形文化財	①
2 ★	おお て まちしんめいしやはいでん 大手町神明社拝殿 	おお て まち 大手町 8-14	宗教法人 おお て まちしん 大手町神明社	慶安5年 (1652)	市指定有形文化財	①
3 ★	きゆうあきもと け じゅうたく 旧秋元家住宅 	ふし き ふるこく 伏木古国府 7-49	高岡市		市指定有形文化財	④
4 ★	さ の け じゅうたく しゅおく ちゃ 佐野家住宅(主屋・茶室・1番の蔵・2番の蔵・調度蔵・味噌蔵・ ちやうどぐら み そぐら ぼうかへき 防火壁) 	おん まだしまち 御馬出町	個人所有	明治後期	登録有形文化財	①
5	きよ と しゅぞうじやうしゅおく 清都酒造場主屋 	きようまち 京町	個人所有	明治20年 (1887)	登録有形文化財	①

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
6	きゆうなん ふ ちゆうぞうしよ 旧南部 鋳造所（キュポラ・煙突） 	かな や ほんまち 金屋本町 3-45	株式会社 ノースランド	大正 13 年 (1924)	登録有形文化財	②
7	あり そ しょう はちまんぐう ほんでん 有礒正八幡宮本殿・ つりどの はいでん へいでん 釣殿・拝殿及び幣殿 	よこ た まち 横 田 町 3-1-1	宗教法人 有 礒 正 あり そ しょう はちまんぐう 八幡宮	ほんでん 本殿：明治 16 年 (1883) つりどの 釣殿：昭和 10 年 (1935)	登録有形文化財	②、⑤
8 ★	わか い け じゅうたく しゅおく 若井家 住宅主屋（旧 ちゅうえつ 中越銀行） 	かわらまち 川原町	個人所有	明治 35 年 (1902)	登録有形文化財	①
9 ★	たかおか しょうこうかい き しょうふ き 高岡 商 工 会議所 伏木 ししよ ふしき 支所（旧伏木銀行） 	ふし き みなと 伏 木 湊 町7-1	高岡商工 会議所	明治 43 年 (1910)	登録有形文化財	③
10	たな だ け じゅうたく しゅおく 棚田家 住宅（主屋・ み そ ぐら どう ぐら いしやう 味噌蔵・道具蔵・衣 装 ぐら 蔵） 	ふし き にしき 伏 木 錦 町	個人所有	明治 23 年 頃 (1890)	登録有形文化財	③、④

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
11	たにむら け じゅうたくしゅおく 谷村家 住宅主屋 	ふし き ちゅう 伏木 中 おうまち 央町	個人所有	明治初年	登録有形文化財	③
12	のうまつ け じゅうたくしゅおく 能松家 住宅主屋 	よしひさ 吉久	個人所有	明治末期頃	登録有形文化財	③
13 ★	ありとう け じゅうたく 有藤家 住宅 	よしひさ 吉久	個人所有	大正5年 (1916)	登録有形文化財	③
14 ★	きゅうふしき そつこうじょ 旧伏木測候所 	ふし き みるこく 伏木古国 府12-5	高岡市	庁舎： 明治42年 (1909) 測風塔： 昭和13年 (1938)	登録有形文化財	④
15 ★	まる や け じゅうたくしゅおく ど ぞう きゅうつ の け じゅうたく 丸谷家 住宅主屋・土蔵（旧津野家住宅） 	よしひさ 吉久	個人所有	明治中期 ／大正期 増築	登録有形文化財	③
16 ☆	こくたいし 国泰寺 	おお た 太田	国泰寺	ほうじょう 方丈：貞 享3年 (1686)		⑦